

●日本社会の現状は

日本社会は今、急速に進む少子高齢化、核家族化、人口の減少などの大変動に直面し、一人暮らしの高齢者、身寄りのない高齢者が急増しています。

また、認知症高齢者はすでに462万人に達したとされ、振り込め詐欺など悪徳商法の被害にあい、生活面で困難を抱える方も少なくありません。孤立しがちな高齢者を、親族に依存しないで地域で支えるシステムを構築することが急務となっています。

高齢者だけでなく、55万人にのぼる知的障害者、320万人にのぼる精神障害者も、「親亡きあと」の深刻な悩みを抱えており、地域での支援システムを作っていくことが大きな課題となっています。

●成年後見制度とは

急速に進む社会の高齢化に対処するため、平成12年度に介護保険制度とともに成年後見制度がスタートしました。成年後見制度とは、精神上的の障害によって判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、本人に代わって、法的に権限が与えられた代理人（成年後見人等）が行い、本人が安心して生活できるように保護し、支援する制度です。この制度には法定後見制度と任意後見制度があります。

<法定後見制度とは>

法定後見制度は、判断能力が不十分な状態にある本人について、本人、親族、市町村長などの申立てにより、家庭裁判所が適任者を成年後見人等に選任する制度で、民法に基礎をおくものです。法定後見制度は、本人の判断

能力に応じて、後見（判断能力が欠けているのが通常の状態の方が対象）、保佐（判断能力が著しく不十分な方が対象）、補助（判断能力が不十分な方が対象）の3つの類型があり、それによって後見人、保佐人、補助人の権限が異なります。

<後見人等の職務>

成年後見人（保佐人、補助人）は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄に目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理（預貯金や不動産の管理、年金や生活保護費の請求など）、本人の身上監護（本人が住む住居に関する契約、治療・入院等に関する契約、介護サービスの利用手続など）といった法律行為に関するものに限られ、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

<法定後見制度の利用事例>

Aさん（80歳）は一人暮らしをしており、体はしっかりしているが、最近、認知症が進み、物忘れが多くなり同じ物を何度も購入している。親族はいるが遠方に居住しており、頻繁に訪問することが難しい。⇒親族が家庭裁判所に成年後見の申立てをし、適任者を後見人に選任してもらう。

<法定後見制度を利用すると>

Aさんの後見人は、Aさんの立場にたって
①定期的に訪問し日々の暮らしを見守り、Aさんの孤独感を和らげるとともに、健康状態を観察し医療を受ける必要がないか判断します。

②介護サービスを受けられるよう、手続きをします。

③Aさんが不必要な契約をしたときは、その契約を取り消します。

④預金や不動産などの財産管理をします。

<任意後見制度とは>

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、本人が選んだ人（任意後見受任者）に、将来判断能力が不十分になった場合に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

（詳細は「自分らしく生きるために」パンフレットをご参照下さい）



●成年後見制度の現状と法人市民後見の意義

現在、介護保険の認定者は580万人(25年12月末現在)に達しているのに対し、成年後見制度の利用者はわずか17万人(同)にすぎません。制度がよく理解されていないこともあると思われませんが、いわゆる専門職後見人(弁護士など)は絶対数が少なく、本来の職務もあるため、財産管理が中心で身上監護の面が十分でないという事情もあるといわれています。

この状況を打開するため、一般市民が後見活動に参加し、法人として成年後見人を受任し、一人暮らしの高齢者や障害者を支援する(法人市民後見)社会システムを構築することが急務となっています。そのことによって、市民の立場でのきめ細かい身上監護が可能になり、また成年後見活動の継続性が増すと考えられます。厚生労働省は平成23年度から「市民後見推進事業」をスタートさせ、市民後見人養成に本格的に取り組み始め、東京大学も平成21年から市民後見人養成講座を開催しています。

●認定NPO法人東葛市民後見人の会の概要

設立 平成23年2月15日

理事長 星野征朗

本部 〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台6-5-20

電話・FAX 04-7187-5657

Email Info@t-shimin-kouken.org

URL <http://t-shimin-kouken.org>

支部 我孫子 柏 鎌ヶ谷 流山 野田 松戸

会員数 173名(26/11末現在、正会員93名、賛助会員80名)

<設立以降の経緯>

平成22年7月 千葉県北西部・東葛6市の東京大学市民後見人養成講座修了生などが任意団体設立

平成23年2月 特定非営利活動法人として設立登記

平成26年3月 千葉県知事より認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)としての認定を受ける

*当会にご寄付された場合、申告により寄付金税額控除や一定範囲での損金算入などが認められます。

<活動の理念>

- ①ボランティア精神と社会貢献という理念のもとに集まった元気シニアや主婦などによる主体的自発的な市民後見活動をします。
- ②東京大学市民後見研究実証プロジェクトとの連携、行政など公的機関との連携、地域密着の3原則のもとに活動します。

<主な活動>

- ・成年後見制度の普及啓発活動・・・講演会、講習会、ビデオセミナーなど
- ・市民後見人の養成・・・市民後見人養成講座の開催、会員に対する専門実務研修の実施
- ・成年後見に関する無料相談の実施
- ・法人後見の受任、成年後見の申立て支援

<専門的なバックアップ体制>

- ★東京大学政策ビジョン研究センター市民後見研究・実証プロジェクトと連携しています。
- ★司法書士法人あすかフロンティア事務所と顧問契約を締結し、専門的な指導を受けています。
- ★弁護士法人岡林法律事務所と顧問契約を締結し、困難事例にも適切に対応します。
- ★損害賠償責任保険に加入

自分らしく生きるために

～市民が市民を支える社会をめざして～

成年後見制度と法人市民後見活動



認定NPO法人東葛市民後見人の会

本部 千葉県我孫子市湖北台6-5-20

独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業